

陳情番号	件名
第 21 号	国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現について
受理年月日	
28.8.19	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情趣旨</p> <p>(1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。</p> <p>(2) ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学習や少人数学級の推進など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。</p> <p>(3) 県費負担教職員給与負担事務等の政令指定都市への移譲にあたって、国による適切な地方財源保障措置を講じること。</p> <p>2. 陳情理由</p> <p>今、義務教育に求められているものは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、三位一体改革によって義務教育費国庫負担の国の割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。こうした中、仮にも義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することがあれば、地方財政をさらに圧迫するとともに、全国的な教育水準の維持や教育の機会均等の原理を阻害することになりかねません。</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、全国どこの自治体でも、すべての子どもたちが等しく義務教育を受けられるよう1953年度(昭和28年度)に制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等を国庫負担対象にすることを定め、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図るための根幹をなしています。中央教育審議会答申においても、教職員給与費の「優れた保障方法」として今後も維持されるべきとしています。義務教育教科書無償給与制度も、我が国の義務教育の無償制を支えるものとして定着しています。</p> <p>また、学校現場や教育をとりまく状況として、学校現場では多様な課題を持つ子どもたちに対し、個に応じた対応がより一層重要となっています。さらに、いじめや不登校等の問題も深刻化する中、子どもの貧困や虐待等への対応も求められてい</p>

ます。このような諸課題・諸問題の解決にむけて、子どもたち一人ひとりにきめ細かな指導を行い、確かな学力と生きる力を育成するためにも、少人数学習や少人数学級の推進は、きわめて重要な施策であり保護者や子どもたちの願い、時代のニーズに応えるものです。

さらに、2017年度からは各政令市が教職員給与費とその事務を負担することになります。このことに必要な財源が各政令市に十分に保障されなければ、教育条件の低下、教育水準の格差が生じるおそれがあります。よって、今後権限移譲に向けた地方財政措置の検討にあたっては、現在県が提供している教育行政の水準を、指定都市への権限移譲後においても維持できるよう、国は引き続き指定都市と協議の上、指定都市の財政運営に支障がないよう適切な方法を早急に設定すべきです。

以上の理由から、平成29年度国家予算編成において、教育予算の大幅増額と地方教育財政の確保、義務教育費国庫負担制度の存続・拡充、教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるよう、地方自治法第99条の規定により、貴議会の意見書を国・関係機関に提出していただきますよう、陳情いたします。